

平成29年9月26日
関東信越厚生局

保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消に係る効力の停止について

関東信越厚生局長は、平成29年5月19日付けて、下記保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録を取消すとして通知したところ、平成29年7月5日に開設者から東京地方裁判所に対して当該取消処分に係る訴訟（以下「取消訴訟」という。）が提起され、併せて当該取消処分の効力の停止を求めて執行停止の申立てがされました。

このうち、執行停止の申立てに関しては、平成29年9月4日に、東京地方裁判所において、取消訴訟の第1審判決言渡しの日から起算して30日を経過する日まで取消処分の効力を停止する旨の決定がされました。

このため、下記保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消については、取消訴訟の第1審判決言渡しの日から起算して30日を経過する日までは行わないことになりましたので通知します。

記

1. 保険医療機関の指定の取消

- (1) 名 称 フロッギーズクリニック
- (2) 所 在 地 東京都世田谷区野沢1丁目35番8号 301号
- (3) 開 設 者 池上 恒司
- (4) 指定取消年月日 平成29年5月19日

2. 保険医の登録の取消

- (1) 氏 名 池上 恒司
- (2) 生 年 月 日 昭和36年10月27日
- (3) 登録取消年月日 平成29年5月19日